

# 同志社大学国文学会会則

## 第一章 総 則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。

第二条 本会は国文学・国語および国語教育の研究を目的とする。

第三条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のものとす。

1 専任教員

2 学部在学生

3 大学院在学生（博士課程前期・後期）

4 学部卒業生

5 大学院修了生

ただし、特に入会を希望し、評議員会の認めたものは会員になることができる。

第四条 第三条 4・5 項目の会員で、卒業または修了後四年以上を経過した者、および第三条ただし書きによる会員は、退会することができる。また、これらの会員のうち、会費の滞納が二年分以上に及んだ者は、退会の意思を表明したものとみなす。

退会者が復会を希望する場合は、未納会費を納入するものとす。

第五条 本会の事務所を同志社大学文学部国文学研究室におく。

## 第二章 事 業

第六条 本会の第二条の目的を達成するために左記の事業を行なう。

1 研究会の開催

2 講演会の開催

3 機関誌の発行

4 研究上必要な調査見学

5 その他、目的達成に必要な事項

## 第三章 組織および役員

第七条 会長は会を代表する。会長は専任教員の互選による。

第八条 評議員会は総会に準ずる決議機関である。

第九条 評議員の選出は左記による。

1 専任教員 全員

2 学部在学生 一部 十二名

二部 四名

3 大学院在学生 一名

4 学部卒業生 二名

5 大学院修了生 一名

ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十条 常任委員会は会務の企画、立案、執行に当る。

第十一条 常任委員の選出は左記による。

1 専任教員 四名

2 学部在学生 一部四名 二部一名

3 大学院在学生 一名

4 学部卒業生 一名

5 大学院修了生 一名

ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十二条 会計監査は二名とし、評議員会が委嘱する。

第十三条 役員の任期は一年とする。ただし再選をさまたげない。

第十四条 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることができる。

#### 第四章 総 会

第十五条 総会は本会の最高の決議機関である。

第十六条 総会の開催は左記による。

1 定期総会は年一回これを開かねばならない。

2 臨時総会は評議員会または常任委員会が必要と認めた時、これを開くことができる。

3 会員の五十名の要請があれば臨時総会を開かねばならない。

第十七条 総会は出席会員によって成立する。

第十八条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同

数の場合は議長がこれを決する。

#### 第五章 会 計

第十九条 本会の会費は年額二〇〇〇円とする。(昭和五十二年度

改訂)

第二十条 本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。

#### 第六章 補 則

第二十一条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第二十二条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。